

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町2丁目57番地
小国町森林組合

2. 指名停止措置期間

平成27年12月22日から平成28年1月21日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要：

小国町森林組合は、東北森林管理局置賜森林管理署長と締結した製品生産及び造林事業請負において、平成27年7月28日、運搬車（林内作業車）による集運材作業中、森林作業道から約17m転落し、オペレーターが運搬車の下敷きとなる重大災害を発生させた。

当該事故に関して、米沢労働基準監督署から小国町森林組合に対し、労働安全衛生法違反があったとして是正勧告書が発出されている。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）及び「国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について」4（1）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため、本件については1ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第1 当該部局お管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故） 7 部局発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先
東北森林管理局
秋 田 県 秋 田 市 中 通 5 - 9 - 1 6
総 務 企 画 部 経 理 課 長 細 田 雄 一 電 話 018-836-2070